

平成 24 年 12 月
総務省政策統括官（統計基準担当）

統計法施行令の一部改正について

1. 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である、国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計（以下「法人土地基本統計」という。）の作成に当たって都道府県知事が処理する事務については、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）第 4 条別表第二に規定されている。法人土地基本統計の目的及びその作成を目的とする統計調査の方法を、法第 7 条第 3 項の規定に基づく統計委員会の答申を受けて変更するに当たり、令の別表について所要の改正を行う（別表第二関係）。

なお、統計法施行令の一部を改正する政令案は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項第 6 号の規定に該当することから、意見公募手続は行わないこととする。

2. スケジュール（予定）

| | | | |
|---|---|---|---------------|
| 閣 | 議 | 日 | 平成 25 年 2 月下旬 |
| 施 | 行 | 日 | 公布の日 |